建設業者の変更登録

建設業者の登録まつ消 医療機関の指定

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

◇雑報

評価額 変通規整

もので支払われる賃金の範囲及び

◇公安告示

速度制限の変更する意見の聴収を議員選挙における立会演説会開催計画に関

◇規則 ♦告示

目

次

米飯提供業者の登録収入証紙小売さばき人の指定以果行政組織規程の一部改正

則

鳥取県行政組織規程の __ 部を改正する規則をここに公

布する。

昭和三十四年四月二十四日

鳥取県知事 石

破

朗

鳥取県規則第十七号

保安林の指定予定

鳥取県行政組織規程(昭和二十八年四月鳥取県規則第 鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則

二十四号)の一部を次のように改正する。

目次第五章中第十一節を削り、第十二節を第十一節と

道路区域の変更県営住宅の家賃の改正

森林区実施計画実行調査委託要綱の一部改正

以下第十四節まで順次一節ずつ繰り上げ、第十五節

を削り、 第十六節を次のように改め、 以下順次二節ずつ

◇選管告示

選挙管理委員会の招集

道路の供用開始

項に定める次の事務を行う機関である。

農業及び農民生活の改良に関する科学的技術及び 改良普及員の行う事務の連絡調整に関すること (昭和二十三年法律第百六十五号)第十四条の四第二

鳥取県農業改良普及所は、農業改良助長法

繰り上げる。

第四十六条

(鳥取県農業改良普及所)

八頭西部農業改良普及所 八頭東部農業改良普及所 鳥取農業改良普及所 岩美西部農業改良普及所 岩美東部農業改良普及所 第3015号

第十四節 山林事務所 条の十一) (第八十七条の八 —第八十

に改め、 を加える。 第六条第二項三経済部中「食糧係」を「食糧経済係」 「森林経営係」の下に「、林業専門技術員室」

報

とし、第二十一号を第二十号とする。 第八条総務課中第十九号を削り、第二十号を第十

く。」を「農機具科、

肥料検査室及び分場を置く。

L.

K

下順次三号ずつ繰り上げる。 第十号及び第十一号を削り、 第十二条農政課中第八号を削り、 第十二号を第九号とし、 第九号を第八号とし 以

第十二条農業改良課中第九号を第十号とし、

号ずつ繰り下げ、 農産物の検査に関すること 第八号の次に次の一号を加える。

第二十一条第一項中「鳥取県立農業協同組合講習所」

第十二条農業改良課中第八号を次のように改める。 農村工業に関すること

 \bigcirc 次に 「鳥取県農業改良普及所」を加える

第 十二条第一項中「係、 支所」に改め、 同条第二項中「係、 部、 科 室」を 部、 「係. 科、 部 室、

」を「係、部、科、室、支所、 第二十三条第一項中「部に主任を置き、 」に改める。 しを 「部及び

支所に主任を置き、」に改める。 第三十三条第三項中「農機具科及び肥料検 查 室 を 置

岩美郡津ノ井村」を削る。 を「園芸化学部、 改め、同条第四項中「鳥取県農業試験場津ノ井果樹分場 第三十四条第三項中「園芸化学部及び病虫部を置く。 病虫部及び分場を置く。 」に改め、 詞

条に次の一項を加える。 鳥取県果樹試験場の分場の名称及び位置は、 次のと

おりである。

以下順次

鳥取県果樹試験場津ノ井分場 岩美郡津ノ

井村 置

位

第四十六条を次のように改める

知識の普及指導に関すること

四 Ξ その他農業振興のための指導に関すること 農村青少年の育成指導に関するこ لح

鳥取県農業改良普及所の名称、 位置及び管轄区域は、

次のとおりである。

2

位.

岩美郡国府町 岩美郡岩美町

岩美郡のうち国府町津ノ井村

岩美郡のうち岩美町、

福部村

轄

区

域

八頭郡丹比村

八頭郡のうち若桜町、

丹比村、

八頭村 佐治村

八頭郡のうち郡家町、

船岡町 河原町、

頭郡のうち用瀬町、

鳥取市

鳥取市全域

八頭郡河原町

頭郡郡家町

気髙郡気髙町 八頭郡智頭町

頭南部農業改良普及所 頭中部農業改良普及所

東伯郡羽合町

東伯郡大栄町

東伯東部農業改良普及所 気高農業改良普及所

東伯中部農業改良普及所

3

頭郡のうち智頭町

東伯郡のうち泊村、 東郷町、

気高郡全域

羽合町

東伯郡のうち北条町、 大栄町

第3015号

3

東伯郡いらち

三朝町

東伯郡のうち東伯町、

赤碕町

倉吉市

自吉市全域、

東伯郡のうち関金町

拿吉農業改良普及所

東伯南部農業改良普及所

伯西部農業改良普及所

西伯郡名和町

西伯郡のうち大山町、 西伯郡のうち中山町、

淀江町 名和町

西伯郡のうち岸本町、

伯仙町、 会見町

日吉津村

西伯郡のうち西伯町、

西伯郡会見町

日野郡

野南部農業改良普及所 野北部農業改良普及所

支所の名称及び位置は、

4 次のとおりとする。

米子農業改良普及所境悉支所

境港市

に改める。

営部及び造林部」 第五十五条の二第三項中 に改める 「施業部及び改良部」を「経

西伯郡伯仙町 西伯郡淀江町

西伯南部農業改良普及所

西伯西部農業改良普及所 西伯中部農業改良普及所 西伯東部農業改良普及所

米子農業改良普及所

米子市

江府町

日野郡日南町

鳥取県農業改良普及所に支所を置く

位置

第五十条第四項中「東伯郡中山 村 を「東伯郡中山 町

第五十七条の表道路課の項中

日野郡のうち日南町、 日野郡のうち溝口町、 米子市及び境港市全域

前の黒坂町

江府町、

前

Ø

根雨

議会 業鳥取水災領 業鳥取水災領 整理等 審興事 るるのか地鳥 意調諮ら区取

見査問第劃都の審議に三整市 申じま審画等換土で議事 に地地の会業関及区規設鳥 すび劃定置取 る補整に条火事償理よ例災 務ににる第復

すす事条上

「鳥取県美保渉外労務管理事務所」

を削る。

及び 第五十八条第二項中 「農業改良普及所 」を削る

第五十九条中 \neg 支所し 一を削る。

第六十条第一項中「及び支所」を削 b,

同条第六項中

在所」に、

を「日野郡日南町」に改

Ø

「伯南駐在所」を「日南

駐

第八十七条の十三を第八

+

第八十

七条の十二第二項中 「日野郡伯南町」

第七十四条中「日野郡根雨町」 を 「日野郡日野町

七条の十一とする。

同条を第八十七条の十とし、

「又は支所」を削る。

改める。 第八十条中「日野郡根雨町」 を 「日野郡日野町」 KC に 改

日野郡旧南町」を「日野郡日南町」に、 「前の黑坂町・ 第八十三条中 Ľ, 「根雨町、 「石見村、高宮村、 しを 「前の根雨町、 「黑坂町 伯南町、 __ K 多里 を

繰り上げる。

第五章中第十

八節を第十六節とし、

以下順次二節

ず

0

第九十五条中

「日野郡根雨町」

を

日

野郡

日野

町

17

改める。

第八十九条中「日野郡根雨町」

を

「日野郡

日野

町

K

第五章中第十七節を第十五節とする。

鳥取県公

める。

第八十六条の二中「物産あつ旋部」を「行政連絡部及 第五章中第十一節を削り 福栄村」を「日南町」に改める。 第十二節を第十一節とする

金曜日

び物産あつ旋部」に改める。

昭和34年4月24日

第八十 第五章中第十三節を第十二節とし、 第十五節を削り、 七条の十を第八十七条の八とし、 第十六節を第十四節とする。 第十四節を第十三 第八十七条の

七条の九とする。

第九十六条第二項中

改める**。**

「鳥取県米子土木出張所法勝寺駐在所 「鳥取県根雨土木出張所生山 [駐在所 西伯郡西伯町」 を

鳥取県根雨土木出張所 鳥取県米子土木出張所 5. 生山駐在所 5. 境港駐在所 境港 日 野郡日 市 南 町

C 0) 規則 は 昭 和三十四年四月二十 Ŧī. \mathbb{H} か Ġ 施行 する。

85

K

示

から施行する。

条及び第九十五条の改正規定は、

昭和三十四年五月一日

 Ξ

支部支部長 田中保治鳥取県臘員組合農業試

験場

六○五 鳥取市吉成

番号

六二四

六二五 六二六

江 原

治 子

有限会社おほ江

節

石 大 石

田

喜与子 ヒデ子

鳩

登録番号

名

名称又は屋号

所

営

業

Ø

三十四年四月十八日次のとおり指定した。

石 破 売さばき場所

朗

住所 同上

鳥取果知事

氏 名

中「根雨町」及び「黑坂町」の改正規定並びに第八十九項、第七十四条並びに第八十条の改正規定、第八十三条

項、第四十六条、第五十九条、第六十条第一項及び第六

第二十二条第一項及び第二項、

第二十三条第一

鳥取県告示第二百十五号

次の者に対し、米飯提供業者の業者登録をした。 第三十五条の四の規定に基き、昭和三十四年四月十八日 食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三号)

昭和三十四年四月二十四日 鳥取県知事 石

破

IJ

住所に同じ

立町二丁目三〇

錦町三丁目四九

倉吉市西町二七〇ノニ

米子市加茂町一丁目三四

11

美津惠

屋

"

灘町一丁目三九

" "

鳥取県公報 第3015号 鳥取県告示第二百十六号 六二九 六三〇 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、 た二八 船 松 吉 田 越][[二葉 勝太郎 た 欄 5 干 花 " 天神町二丁目三七 朝日町五九

昭和三十四年四月二十四日

昭和三十四年四月十八日 定年 月日 Ш 名

金曜日

鳥取県告示第二百十七号

田 医 院

鳥 称

取

県

知

破

朗

医療機関を次のとおり指定した。

事 在

石 地

八頭郡河原町字河原

管轄保健所名

郡家保健所

7.1 破

朗

申請者氏名 まつ消年月日

正幸 四三 ,远 \equiv

〇三九

東伯郡三朝町大字坂本一、

事

相見

昭和三十四年四月二十四日 登録年月日

り建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第十四条の規定による廃業届があつたので、

同法第十五条第一項の規定によ

昭和34年4月24日

内 大 二 三 、 二 三 、 名

録番号

(ほ)第一六八号鳥取県知事登録

称

収 県

知

見

一六七号 三〇八号

" " 三

六、二三

旭興業株式会社

" "

大字本泉三七〇 大字大瀨一一三

五五

村

Щ

組

" "

村山 川北

貞市 治隆

" "

鳥取県告示第二百十九号

第3015号

蔭深谷八○一ノ一から八○一ノ五まで字寺屋敷八○○

ら八〇〇

一一まで字蔭平七九

九ノ

一から七九

六ノ四まで字コボソウ谷五○五ノーから五○五ノ四ま

ノニから五○七ノ四まで字志葛根五○六ノニから五○

で字北ヶ谷二一七ノ

一字北ヶ谷奥二一八大字河来見字

四まで字淡葛根五〇八ノ二 五〇八ノ三字隣積五〇七

五三七ノ三字下大流五四〇ノーから五四〇ノ

鳥取県

鳥取県告示第二百十八号

に昭和三十四年四月九日変更登録した。 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第十三条の規定による変更の届出があつたので、 次のように建設業者登録簿

昭和三十四年四月二十四日

(ほ)第四一五号鳥取県知事登録 登 録 番 号

> 昭三三、三、二三 録 年月 H

取

鳥

小林建設有限会社 商号叉は名称

事

主たる営業所所在地 鳥取市茶町五

請 者 氏

(金) 小小 林林 な 隆お

1 谷四、二七五ノ一四、二七五ノ二字龍盤山ヨリ猪子谷 四、一八七ノー七まで四、一八八ノ二字坂ノ谷平二、 指定の目的 九六五ノ一から二、 気高郡鹿野町大字河内字大谷四、 二七八ノ _, 土砂流出防備のため 四。二七八ノ四 九六五ノ五まで二、九五七字坂ノ 一八七ノ一〇から 所在の森林

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の

次の森林を保安林予定森林にする旨通知を受けたから、

規定により告示する。

昭和三十四年四月二十四日

鳥取県知事

石

破

朗

施業要件 択伐

2 屋之谷一、 字タカ 字鳴シ谷八一八ノ一字猿渡東平八一九ノ一五 字小ヒワダ東平一、六三二字長サコ東平一、 まで字堂ノ向六三八ノー七八頭郡船岡町大字大江字伊 大字春米字鳴谷六四三、六四三ノーから六四三ノ二二 〇二(次の図に示す部分に限る。)字大谷一、二〇四 の図に示す部分に限る)気髙郡青谷町大字桑原字猿渡 小唐谷上ェー、 ノー大字根安字荒津返五〇四ノ四字向小谷五二〇ノニ ノ九まで、 五五ノ 八頭郡郡家町大字落岩字東谷七〇六ノー 七〇六ノ四字中野七〇七、 八頭郡佐治村大字尾際字南平一、二二二ノ三(次 者 ノスー、 一字登尾東平八一七ノ一から八一七ノ五まで 八頭郡若桜町大字屋堂羅字カアガ谷一、二 四九三字今磯東平一、五〇〇 認定 七七四 八二七字奈兔羅一、九三九 一、 字唐谷笹ケ平ルー、八二六字 七〇八ノ一から七〇八 五〇一 七六五 七〇六 八一九 九四

> 字サガリカヤ九二七ノ三大字澄水字大谷東平六八六ノ 字口大瀧九一九字口高管谷九二四字モグラ谷九二六 四まで字一番杉五三六ノニ 五三六ノ三字片枝谷五三 七(次の図に示す部分に限る。 字本谷奥一、五六九 一、五七〇 盛山八四五ノニ 四字上桃木谷五三四、字蟬谷五三五ノーから五三五ノ 字上大立字蛇拔谷五三三ノニ 五三三ノ三 から六八七ノ一三まで字奥冥加谷六八八ノ二大字小畑 まで字大谷西平六八七ノー 一から六八六ノ四まで、六八六ノ七から六八六ノ一七 八四五ノ四 六八七ノニ)一、五七八 字フタマ 字メリ岩一、五七 タ八五一ノニ 六八七ノ六 五三三ノ 倉吉市大

11

第3015号 10

五ノーから一、

〇一五ノ六まで字倉切谷一、

五まで字小河内尾

0

一六ノー字池平一、

 \circ

村、

若桜町、

青谷町役場に備えおいて縱覧に供する)

浦富病院岩美町国民健康保険直

国立三朝療養所

東伯郡三朝町大字山田

八頭郡智頭町

国民健康保険直営智頭病院

厚生病院 **広江病院**

国立療養所鳥取病院

国立鳥取療養所

渡辺病院

市立鳥取市民病院

幡病院

〇〇九ノ 鳥取県告示第二百二十号

法第十条の規定により、 律第百九十五号)第四十八条第三項において準用する同 するかんがい排水事業は、 天神野土地改良区から申請のあつた新たに行なおうと 昭和三十四年四月八日認可した。 土地改良法(昭和二十四年法

昭和三十四年四月二十四日 鳥取県知事 石

破

朗

鳥取県告示第二百二十一号

である。 数表(甲) 療養に要する費用の額の算定方法)別表第一診療報酬点 三年厚生省告示第百七十七号(健康保険法の規定による 九第二項の規定による療養に要する費用の額を昭和三十 健康保険法(大正十一年法律第七十号) により算定する保険医療機関は、 第四十三条ノ 次のとおり

昭和三十四年四月二十四 H

から一、 施業要件 指定の目的 所在の森林 三四七字畑山ノ内栩谷山一、 七ノ七まで五七六ノーから五七六ノ六まで字堀尾一、 一、四一三字都合谷一、 字すんほう七○七ノー字釜谷七○九ノー字中谷七七一 一〇から一、 ガ畑三七四、三七五ノーから三七五ノ三まで三七六 一大字忰谷字男女岩三七二ノ二字三番花三七三字モ 一字追廻し七七二字にが谷七七三ノ一字大峯七七四 一日野郡黒坂町大字上菅字人向山八八九ノー字持ケ 一次の 請 三四七ノ三大字中菅字滝山五七七ノーから五七 \mathbb{X} 〇一三ノ三まで大字大河内字髙山六七二ノ は ○○九ノ二四まで字深谷一、○一三ノ 認定 省略 水源かん養のた 小面積の区分皆伐 Ļ その 五九五から一、 図面 四二二字畑山ノ B を鳥取県庁及び佐治 五九七まで 内畑

鳥取県知 事 石 破 _ 朗

鳥取県立中央病院 鳥取赤十字病院 保険医療機関の名称 鳥取市西町 所 吉方 在

地

古市一 東町三四 t

> 郡家保健所 倉吉保健所 米子保健所

三津八七六 吉方二五一ノ

> 根雨保健所 浜村保健所

米子市西町ニー六の 上福原 皆生

国立米子療養所

鳥取大学医学部附属病院

鳥取県立整肢学園

岩美郡国府町奥谷 **倉吉市越殿町一、** 上後藤三二 四 八八

四五 岩美町大字浦富六

箕蚊屋診療所 本田医院尚德診療所 野坂医院巖分院 鳥取紡績株式会社診療所 倉吉病院

山形於 県立中央病院上私都診療所 西郷診療所 倉吉市国民健康保険直

鳥取保健所

"

倉吉市広瀬町 米子市角盤町二丁目 八頭郡郡家町 鳥取市二階町四丁目

気高郡気高町 倉吉市山根四三 日野郡根雨町 八 幡

米子市蚊屋二八五の 鳥取市立川町五丁目二〇 榎原一、 Л __ 七 九 Ø

五八 倉吉市下余戸 一頭 ノ郡 /三 常智頭町大字郷日 原

営

蚁屋二九

七

ō

郡家町麻生 大字郡家二五 八

赤碕診療所 赤碕町国民健康保険直営

第3015号 12

以西診療所 赤崎町国民健康保険直営

二一六。 赤碕町大字宮木一、

御来屋小谷医院

診療所 北条町国民健康保険直営

一、九三〇

池田医院

九七日野郡溝口町大字溝口六

七西伯郡名和町御来屋八八西伯郡名和町御来屋八八

北条町弓原

竹田診療所三朝町国民健康保険直営

東伯郡三朝町穴鴨

昭和34年4月24日 取 県 公 金曜日 鳥 める。 旭診療所三朝町国民健康保険直営 3 うに改正し、昭和三十四年五月一日から施行する。
 鳥取県告示第二百二十二号 細菌検査 第一号2文書料中「七〇円」を「七十円」に改め、 昭和三十一年三月鳥収県告示第百三十二号(鳥収県保健所及び衛生研究所使用料及び手数料の額) 梅毒反応検査 血清学的検査 培養検査 原虫検査 検査 (試験) 顕微鏡検査 寄生虫原虫検査 非特異性凝集反応検査 凝集反応検査 無染色、 脳背髄液 喀痰 特殊染色 昭和三十四年四月二十四日 培養 寄生虫卵検査 動物検査(動物費を除く。 尿濃汁·分泌物· 薬剤耐性検査 一般検査 肋膜腔液•腹腔液 種 普通染色 料 (集卵法、 腫内容 八〃 孵化法) 三朝町大字本泉三 别 鳥 取 県 知 「種別料金備考」を削り、 三百二十円 事 百九十円 百八十円 四十円 三十円 五十円 二百円 三十円 二百円 三十円 四十円 四十円 料 四十円 石 金 一種目につき 一剤につき 種目につき 備 F 同号中3、 4及び5を次のように改 朗 の一部を次のよ 老

補体結合反応(定性) 沈降反応 (定性)

第3015号	

、 病理臨床検査 皮内反応検査 ツベルクリン反応•シツク反応 癌反応・フライ反応

血球計算 血色素 赤血球沈降速度測定 血液検査

血液像 血清膠質反応・その他これに類するもの

背髄液検査

採取料

ブロブリン反応・細胞数

穿刺液検査

採取料

血清膠質反応。その他これに類するもの

百二十円 百五十円 九十円

一検査につき

八十円 二十四円

五十円 百

円

胃又は十二脂腸液検査 量・酸度の測定・色調・化学検査

五十円

ペプシン定量

第3015号

・の他の臨床検査

金曜日 鳥 取 県 公 報

普通処置

15 昭和34年4月24日

根管充てん

セメント充てん アマルガム充てん 抜髄処置

歯科診療

姙娠動物反応検査(動物費を除く。

尿検査

潜血反応・その他これに類するもの糞便検査

三十円

一検査につき

沈査顕微鏡檢査・その他とれに類するもの 糖定量・その他これに類するもの

五十円 三十円

同右

一検査につき

百六十円

四十円 六十円 料

别

百六十円 七十円

百六十円

一歯につき

考

部位につき

六十円

一検査につき

三十円

三十円

四十円

八十円

昭和34年4月24日

第二号中「2検査(試験)料」を「2検査(試験)料及び歯科診療料」に改め、 歯科用標準型 八 ツ 切 切 切 喀痰顕微鏡的検査 寄生虫検査(とまつ) 喀痰培養検査 B•C•G接種 赤血球沈降速度測定 カビネ 梅毒血液反応検査 腸内細菌培養検査 ベルクリン皮内反応検査 (集卵又はふ化) 六十五円 二十二円 二十円 三十円 八十円 料 二十円 十円 七円 金 二百五十円 干 千 千 し事業事務所を除く。 結核予防法による対象者。 二十件以上一件につき よる対象者 姙産婦、乳幼児性病予防 円 円 枚増すごとに四十円を加える 枚増すごとに七十円を加える 枚増すごとに百円を加える 枚増すごとに百四十円を加える 同号2中分を次のように改める。 法に 個 を含む、)降反応検査(採取料補体結合反応検査が 採取料を含む

5 六ッ切 四ッ切 抜 歯 透視 八ツ切 六センチ 断層像 透視 カビネ 大四ッ切 前歯 臼歯 歯石除去における処置 大四ッ切 (造影剤を使用するもの) ントゲン診断料 メ ×六セシチ 四百二十円 三百六十円 五百六十円 百五十円 百六十円 百円 三百円 五百円 八十円円 六十円 百 百十円 千 料 円 円 枚増すごとに百九十円を加える 顎につき 考

/"\

係図面は、

鳥取県土木部道路課に

お

1)

て、

昭和三十四年四月二十四日から

昭和三十四年四月二十四

 \mathbb{H}

第3015号

道路の種類

道

鳥

取

県

知

事

石

破

線

名

若桜、

船岡線

乳歯 前歯 日歯

倉吉市明治町

簡易耐火

二、二六一

昭和二十九年度事業により設置した二十戸

構造別

月額家賃 鳥

取

県

知

事

破

朗

鳥取県告示第二百二十四号

道路法

(昭和二十七年法律第百八十号)

第十八条第一項の規定に基き、

道路の区域を次のように変更する。

その関

道路区域の変更に関する告示

鳥取県告示第二百二十三号

第二号3回中「児童福祉法第二十一条の二第一

項」を「児童福祉法第二十一条の十

第一

項

K

改める。

五十円 七十円 百

鳥取県営住宅の家賃を次のように改正

Ļ

昭和三十四年五月一日から施行する。

昭和三十四年四月二十四日

一歯につき

一顎につき

拔歯

アマル

ガム充てん

歯石除去における処置

円

小中学校生徒

月間 ----

般の縦覧に供する。

朗

延 長 備

考

間

新旧

别

敷地

の幅員

迦ル **,** 九1〇ル

IB.

=1

几 メ $\mathcal{F}_{\mathbf{i}}$ Ŧī. 八三九

新

金曜日 鳥 取 県 公 報

八頭郡丹比村大字日田土吠三七九番一地先か

道路の区域

"

大字島字向山四三九番地先まで

面積測定については、 巾 請人又は届出人と連絡

(1)

森林所在及び境界を現 角を実測により、 許可申請林分,例外伐採林分は測点間の距離及び測 届出林分は測点間の距離を目測、 地 において明確にしたうえ

第七条第二号四の11中 測角を実測によりそれぞれ求めて面積を確定する。 - 「別表(1) を 「別表」に改め

19 昭和34年4月24日

昭

和三十四年四月二十四日

県告示第四百五十三号)の一部を次のように改正する。

森林区実施計画実行調査委託要綱

(昭和三十年九月鳥取

鳥取県告示第二百二十五号

ように改める。

同号(7)中(2)を次の

第七条第二号中州を次のように改める

鳥取県知事

石

破

剆

(2)

届出林分は、

全林の立木本数、

中央髙、中央径を

路線名

区

間

期供 日用

開始の

これより全

船若 岡桜、

八

頭郡丹比村大字日田字土吠か

大字島字向山まで

四年昭 日四和

月二十四十四

それぞれ目測して中央木の材積を求め、

「別表11」を「別表」に改め、 林の材積を算定する。 別表(2)を削

この要綱は、

鳥取県告示第二百二十六号

項の規定に基き、次の道路の供用を開路する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二

三十四年四月二十四日から一月間一般の縱覧に供する。 その関係図面は、

昭和三十四年四月二十四日 道路の供用の開始に関する告示 昭和三十四年四月一日から適用する。 鳥取県知事 鳥収県土木部道路課において、 石 破 朗 昭和 Ξ り招集する。 鳥取県選挙管理委員会告示第十七号 昭和三十四年第四回鳥取県選挙管理委員会を次のとお 場所 議題 日時 鳥取県選挙管理委員会委員長 昭和三十四年四月二十四日 選挙管理委員会告示 鳥取市東町 昭和三十四年四月二十七日午後二時 その他 参議院議員選挙の執行につい 鳥取市議会議員選挙の訴願につ 鳥取県自治会館 武 井 7 IE いて 雄

鳥取県選挙管理委員会告示第十八号

三項の規定により、近く執行予定の参議院議員選挙にお公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百五十五条第 支部の代表者その他関係人の参集を求める。 のように鳥取県内に主たる事務所を有する政党又はその ける立会演説会の開催計画に関して意見を聴くため、 次

昭和三十四年四月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武 井 īΕ 雄

日時 昭和三十四年四月二十七日午前十一時

場所 鳥取市東町 鳥取県自治会館

二、一三九番地地県道米子境線米子 先までの一市夜見町 間二 二六五番地地先か

ら同地内

儿

四〇

"

-

四 \bigcirc

21 昭和34年4月24日

二 一三九番地地先までの間県道米子境線米子市夜見町二、

に改める。

を

"

五五

施行する。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第九号

交通取締法第十条の規定による速度制限について)の 部を次のように改正し、 昭和三十年九月鳥取県公安委員会告示第十二号 昭和三十四年四月二十四日から (道路

昭和三十四年四月二十四日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

内

二六五番地地先から同地

鳥取県公安委員会告示第十号

道路交通収締法(昭和二十二年法律第百三十号)第十

昭和34年4月24日

第3015号 22

四条第三項の規定により次のとおり指定する。 昭和三十四年四月二十四日

指定の場所 鳥取県公安委員会委員長

堀

安

成

文

市道賀露線と交

取支店前) さする鳥取市上魚町三一番地地先交さ点(中国電力鳥 国道第二十九号線と県道樗谿神社線、

自動車の右内小廻り 指定の要領

報

範囲及び評価額を次のとおり定める。 の賃金に算入すべき通貨以外のもので支払われる賃金の

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

行 日 火

金

失業保険法(昭和二十二年法律第百四十六号)第四条

昭和三十四年四年二十四日

郡倉米鳥

家吉子取 公 共 職

業

安

定

所 長

令又は労働協約に支払の定めのあるものとする。 ので支払われる賃金は、食事、住居及び被服のほか法失業保険法第四条の賃金に算入すべき通貨以外のも

右の賃金の評価額は、次のとおりとする。

(--) その評価額による。 法令又は労働協約に評価額の定めのあるときは、

法令又は労働協約に評価額の定めのないときは

食事の給与については、 一月につき 千九百五十円とする。

一食につき 一日につき 六十五円 十五円

夕 二十五円 二十五円

住居の給与については、 一月につき百とする。

右以外のものについては、 公共職業安定所長が

3

定める評価額による。

発 印

鳥取鳥取 市 市 取東 東 県町 町

取

印 刷

所

県